

小田川柳井原地区川づくり検討協議会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、小田川柳井原地区川づくり検討協議会（以下、「協議会」という。）の議事内容について、公開の方法を定めるものである。

(協議会開催の周知)

第2条 協議会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省岡山河川事務所ホームページ（以下、「HP」という。）により一般に周知する。

(協議会の公開)

第3条 協議会は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。

2 協議会及び協議会にて委員に配布される資料は、原則公開とするが、貴重動植物に関する議事及び資料等については、種の保存・生息環境の保護の観点から委員の合意を得て非公開とする。

3 協議会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。なお、貴重な生物種の存在状況を示す部分などについては、種の保存・生息環境の保護の観点から委員の合意を得て非公開とする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、協議会で定める。

(附則)

本規定は、平成29年 2月15日から施行する。